

Volume 5

インド新会社法の要点解説

KPMG インド デリー事務所

シニアマネジャー 東野 泰典

インド会社法「Companies Act, 1956」（以下「旧会社法」という）が、いよいよ本格的に抜本改正されようとしています。改正後新会社法「Companies Act, 2013」（以下「新会社法」という）は2013年8月に成立し、その一部条項は既に施行が開始されています。新会社法は、主にガバナンスの強化の点において、現在インドでビジネスを行う日系企業に大きな影響を及ぼす条項が多々含まれています。そのため全面施行の前にその内容を把握し対応策の検討を行っておく必要性があり、本稿においてはその影響の高い事項についての解説を行います。なお、本文中の解説は現行の規定をもとに行ったものであり、最終的な施行時点において内容変更がなされる可能性がある点、また意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



ひがし の やすのり
東野 泰典

KPMG インド
デリー事務所
シニアマネジャー

【ポイント】

- 独立取締役、女性取締役、各種委員会の設置義務の導入
- 企業の社会的責任に関する義務（以下「CSR」という）の導入
- 取締役と異なる主要経営責任者＝Key Managerial Personnel（以下「KMP」という）の設置義務導入
- 取締役および取締役が利害関係を持つ会社への貸付禁止
- 連結財務諸表の義務付け
- 監査人強制ローテーションの義務付け
- シック・カンパニー制度の変更

I 新会社法成立の経緯とその概要

1956年に制定された現行のインド会社法（旧会社法）は、制定以来部分的な改正を継続して行ってきた結果、条文の重複や整合性などの観点で問題も多く、非常にわかりにくい法律になっています。また、現在のビジネス環境の実態、産業界の要請に沿ったものではない、形式的かつ煩雑な規定も多々含んでおります。これらの問題点を改善すべく、インドではこれまでも新会社法案について幾度となく議論がなされてきたものの、長い間実現に至ることはありませんでした。

しかしながら、ようやく、2012年12月にインド連邦議会の



下院を通過し、翌2013年8月に上院を通過、同月29日に大統領の承認を経て新会社法が成立する運びとなりました。

現在の状況としては、「Draft Rule under Companies Act, 2013」(=会社法施行規則案、以下「施行規則案」という)がパブリックコメントを経て最終版として準備が進んでおり、それにあわせてすべての新会社法の条項が施行される見通しです。現在一部条項は既に施行済みではありますが、そのほとんどが定義・概念のみを対象としており、本稿で解説するほとんどすべての重要論点項目は未施行の状態にあります。そのため、全体としての施行時期はいつになるのか、施行規則案が最終版になるに際し、現在の規定がどのように追加変更されることになるのか、という点に大きな注目が集まっています。

新会社法の概観について少し触れておきますと、旧会社法と比較して、項目を章ごとにより細分化、各章の内容をコンパクトにまとめたうえで、詳細規定は施行規則に委任する体系になっています(図表1参照)。これにより施行後の内容変更は施行規則の変更で対応できる部分が多くなるため、機動的なルール整備の体制確立が可能になると考えられます。

今回の改正は、主要な目的として、使用者目線に立つような条文の平準化、企業ガバナンスの強化、各種手続・規制の現在のビジネス環境に即した形への合理化、簡素化を目指すものとなっています。このうち、ガバナンス強化の側面からの変更点が日系企業の今後のインドビジネスへ影響を及ぼすものが多く、本稿ではそのうちのいくつか重要な点についての解説を行います。

図表1 新会社法と旧会社法との構成比較

1956年会社法 (旧会社法)		
13 章	700 条	15 別表
▼		
2013年会社法 (新会社法)		
29 章	470 条	7 別表

II 主要な変更点、留意点

1. 取締役、独立取締役、各種委員会、KMP

(1) 取締役の居住要件

新会社法では、公開会社、非公開会社を問わず、取締役のうち最低1名が前年暦年ベースで合計182日以上インドに滞在していることが義務付けられるようになりました。この変更によって、今までのように日本の居住者のみを取締役に据えてインドに会社を設立、運営することができなくなるため、本条項への対応は大きな課題になると言えます。

旧会社法においては、公開会社のみマネージングディレク

ター等は直近12ヵ月の居住要件が規定されていました。ただし政府の事前許可を得ることで居住条件を要求されないという容認規定があるため、多くの日系企業はこの事前許可を得ることで対応を行ってきました。新会社法においても上記取締役の182日以上居住要件と並行してこのマネージングディレクターに関する12ヵ月規定も継続していますが、新会社法では公開会社のみならず非公開会社も新たに対象となっている点に留意する必要があります。

(2) 取締役に対する貸付の禁止

旧会社法では公開会社による取締役に対する貸付や保証行為などは原則として中央政府の事前許可のもとにおいて可能であり、非公開会社に対してはそのような制限がありませんでした。新会社法においては、公開会社、非公開会社を問わず、取締役に対する貸付は以下の場合を除き、認められなくなりました。

- ① 従業員全員に対して行われる、株主総会の特別決議を通した雇用スキームの一環である場合、もしくは
- ② インド準備銀行が定める金利を下回らない貸付である場合

さらに留意すべきは、貸付が禁止されている対象として、取締役本人以外に、取締役が利害関係を持つ会社も含まれることになるため、インド国内におけるグループ会社間での資金融通を検討する際には、この規定に抵触しないように留意する必要があります。なお、本規定のみ今回本稿にて触れている項目の中で、現在既に施行がされているもののため、該当する会社においては、2014年3月期の決算、監査対応の中で既に大きな論点となっていますが、2014年2月14日インド企業省 (Ministry of Company Affairs) よりCircularが追加で出され、この貸付禁止規定については、子会社の銀行借入に対して親会社が行う保証行為のみに関しては借入金がその会社の事業活動に対し使用されている場合において当面適用されないとされています。

(3) 独立取締役の選任義務

旧会社法においては、独立取締役に関する規定はなくインド証券取引委員会の規定において上場会社のみが独立取締役の選任を義務付けられていました。

新会社法においては、上場会社、一定規模以上の公開会社に対して、取締役の3分の1以上を独立取締役とすることが新たに義務付けられました(図表2参照)。

独立取締役は居住者要件こそ明示されていませんが、会社、親会社、関係会社と一定期間において一切の関係がない者と規定されているため、日本の親会社、関係会社からの社員派遣などの方法では対応できません。そこで、インド弁護士や会計士など外部の人間がその任に就くという対応にならざるを得ないと思いますが、適正な人材の確保、および社外取

取締役導入前までのような円滑な業務遂行は難しく、導入当初は多くの困難が生じることが予想できます。したがって、この規定に該当する会社においては、今後の企業運営において大きな影響を受けることが考えられますので、十分な検討準備が必要です。

また、インド政府側もこの人材難を既に予想しており、現在のところ、この規定は施行から1年の猶予期間が与えられています。また、新たに候補者を選ぶ際に企業が参照できる独立取締役候補者のデータバンクを用意し、対象会社をサポートする条項も規定されています。

なお、非常に重要な点ですが、非公開会社においても上記以外で独立取締役を1名設置する必要があるケースがあります。これはCSR委員会の設置が義務付けられた場合を指し、その詳細は(7)「CSR委員会の設置」の項をご参照ください。

(4) 女性取締役の選任義務

新会社法では新たに上場会社および一定規模以上の公開会社に対して女性取締役を選任することを義務付けています(図表2参照)。

しかし、対象となる会社の多くが社内に適任となる女性が少ないケースが多く、対応に困難が予想されます。

なお、この規定は上場会社の場合施行から1年、非上場の公開会社の場合施行から3年の猶予期間が与えられています。

(5) 指名・報酬委員会の新設

新会社法においては、上場会社および一定規模以上の公開会社は指名・報酬委員会の設置が義務付けられており(図表2参照)、同委員会は3名以上の非業務執行取締役(Non-Executive

director)から構成され、そのうちの半数以上が独立取締役である必要があります。取締役候補者の選定、解任案を取締役会へ提案、取締役の業務遂行の評価を行うとともに取締役の独立性の判断基準のガイドラインや、報酬に関する基本方針を作成し、取締役会へ推薦するなどの機能を持つように規定されています。

(6) 監査委員会の設置

新会社法においては、上場会社および一定規模以上の公開会社は監査委員会の設置が義務付けられており(図表2参照)、同委員会は3名以上の取締役から構成され、そのうちの半数以上が独立取締役である必要があります。

ただし、監査委員会の設置義務は従来より上場会社と5,000万INR以上の払込資本額の公開会社には設置が義務付けられていたものであるため、その点においてこの変更の影響は少ないものと考えられます。

旧会社法同様、監査委員会の機能としては、会計監査人の選任や報酬に関する推薦や、業務監査の遂行などを担います。

旧会社法からの変更点は、監査委員会設置会社の場合、取締役や会社の従業員が監査委員会に対して直接問題点を報告することを可能とするための内部通報制度(法令においては「vigil mechanism」と呼ばれている)の整備が義務付けられることとなります。これは上場会社において設置を推奨されていたものであり、この点において影響を受ける会社が想定されます。

以上、上記の対応が必要となる会社の基準をまとめたものが図表2となります。

図表2 新会社法の実行後の取締役の選任

12人 ＜取締役の人数制限＞ 新会社法により 15人 株主総会特別決議により 15人超					
	1名以上の居住取締役 (前年に182日以上 インドに居住)	1名以上の 女性取締役	全取締役の 3分の1以上の 独立取締役	監査委員会の 設置	指名・報酬委員会の 設置
上場会社	✓	✓	✓	✓	✓
全ての会社	✓				
上場会社ではなくとも、以下の数値基準に当てはまる公開会社の場合(非公開会社には適用されない):					
資本金 10億ルピー以上		✓	✓	✓	✓
売上高 30億ルピー以上		✓	✓		
負債総額 20億ルピー以上			✓	✓	✓

※上記適用は施行後、それぞれ1～3年の猶予期間あり。

※上記公開会社向けの数値基準は会社法本文ではなく、施行規則案で規定されている。

(7) CSR委員会の設置

新会社法において、CSR委員会の設置は、以下の数値基準のいずれかを満たす会社に義務付けられます。

- ① 純資産 50 億 INR 以上
- ② 売上高 100 億 INR 以上
- ③ 純利益 5,000 万 INR 以上

該当する会社は、新会社法およびその施行規則において定められたCSR活動を行い、そのために直前3会計年度における平均純利益の2%以上の額を年度ごとに支出する必要があります。CSR活動の例としては、教育の推進、社会的なプロジェクトへの関与、雇用促進のためのプログラム、貧困救済などが該当します。

また、このようなCSR活動を行うための基本方針の作成、実施状況、支出状況のモニタリング、取締役会への報告などを行うためのCSR委員会の設置が義務付けられ、同委員会は3名以上の取締役から構成、うち少なくとも1名を独立取締役とする必要があります。

この規定は、公開会社、非公開会社の区分を問わずすべての会社が対象となる点、さらに純利益の数値基準が5,000万INRと比較的低いことから、上記(3)独立取締役の設置が義務付けられていない非公開会社においても、この規定に該当する会社が日系企業においても多く出てくることが想定されます。そのため社外取締役の選任や、CSR活動をどのように行っていくのかなどの実務上の対応が大きな課題の1つとなっています。

(8) 主要経営責任者 (KMP) の設置

新会社法では新たにKMPという概念が設置され、下記のとおり定義付けられています。

- ① CEO (Chief Executive Officer)、マネージングディレクターもしくはマネジャー
(ただしこれらが設置されていない場合は、常勤取締役 (Whole-time director))
- ② 会社秘書役 (Company Secretary)
- ③ CFO (Chief Financial Officer)
- ④ その他施行規則等で別途定める者 (現行特に定めなし)

KMPは、上場会社および払込資本の額が5,000万INR以上のすべての会社（公開会社、非公開会社を問わず）において、取締役会での選任が義務付けられています。彼らは取締役と別に通常業務を遂行する中で法令遵守等、取締役同等の義務と責任を負うことになります。

会社秘書役に関しては、旧会社法においても同規模の会社において設置が義務付けられていたため、それほど大きな影響はないものと思います。問題はCFOの設置であり、たとえ

ばCEOはマネージングディレクターとの兼任が認められる旨明記されているため、マネージングディレクターによる兼任対応が可能となりますが、CFOに関しては兼任規定が明文化されていないため、その他取締役による兼任が可能かどうかについては現在のところ明確ではありません。兼任が認められない場合、取締役と別途CFOの職に就く人員の配置が必要となります。そのため、特に小規模の日系企業において人員配置の実務上対応が困難なケースが予想されます。

2. 財務報告制度、会計監査制度

(1) 会計年度の統一

旧会社法では、会計年度を自由に設定することができましたが、新会社法ではすべての会社が原則4月1日から翌年3月31日までを会計年度として統一することが必要になりました。これにより、インドの会計年度は税務年度と統一され、一律4-3月ということになります。したがって、現在新会社法の定める会計年度と異なる会計年度を設定している会社は、3月決算へ変更することが必要となります。なお、この規定は施行から2年の猶予期間が与えられています。

ただし、海外の親会社等が3月以外の決算期を設定している場合は、事前に当局から許可を得ることで、インド会社も親会社に合わせた決算期を引き続き適用ができるという容認規定が設けられています。

(2) 連結財務諸表の作成義務

関係会社を持つインド会社は、従来の単体財務諸表に加えて、連結財務諸表を作成し、監査を受けるよう新たに義務付けられました。旧会社法では連結財務諸表の作成の義務はなく、上場会社のみが行っていました。この際の留意すべき点は、新会社法における子会社・関連会社の判定は、普通株式の議決権ベースで判定するのではないという点です。配当優先権を与えた議決権なしの優先株式等を発行している会社の場合、議決権を持つ株式のみならずすべての種類株式全体に占める割合での判定となるため、会計基準における連結の範囲と異なってくる可能性があります。

(3) 過年度財務諸表の遡及修正

旧会社法では、会社の財務諸表の遡及修正を行なうことはできませんでした。新会社法では、不正や誤謬が発覚しそれが過年度の事象に起因している場合、任意で3年さかのぼり、財務諸表の遡及修正が可能となりました。

ただし、3年以上の遡及修正はできないと規定されています。なお、インド当局が必要と判断した際には、同様の遡及修正を会社に要求することも可能となっており、当局からの遡及修正の要請については自主的な修正と異なり、3年という縛りは設定されていません。

(4) 減価償却制度の見直し

旧会社法では、固定資産の減価償却制度として最低償却率という概念が設定され、すべての会社は毎期最低限計上すべき償却費としてそれ以上の額を計上する義務がありました。ただし、この償却率自体が非常に小さく、現在の実務、国際的な水準と比較して長い年数での償却（＝少額の償却費）がなされることになっていました。

新会社法ではこの最低償却率の概念自体は引き続き継続するものの、各資産の法定耐用年数が従来より短くなったため、会社法の法定耐用年数に従っている会社の多くは、将来的な償却費が増加する傾向となります。適用初年度の対応も含めて、固定資産の割合が大きい製造会社などにおいては、システム対応や将来償却費の増加による事業計画の変更などの対応が必要とされます。

(5) 内部統制の整備運用状況に関する監査意見の表明

現行法においては、旧会社法が規定する監査手続に関連して別途政府より出された Company (Auditor's Report) Order, 2003 (CARO) に従い、非常に規模が小さな会社を除くすべての会社は、それぞれの会社の業種・規模に適した内部統制の整備、運用がなされているかを会計監査人が監査報告書の別表においてコメントする必要がありました。

新会社法において、この監査人の義務が格上げされる形となり、監査人が監査報告書本文において内部統制の整備、運用状況についての意見を表明することが義務付けられました。

この表明レベルの格上げが、会計監査実務にどのような影響を与えることになるのかについては現在不明ではあるものの、インドの法定監査業務において日本の内部統制監査に類似する手続が必要とされる可能性も残っているため、今後の動向については留意が必要です。

(6) 会計監査人の任期と強制ローテーション

旧会社法では、会計監査人は毎年の定時株主総会ごとの選任が義務付けられていました。新会社法においては、毎年の定時総会での追認を前提に5年ごとの選任へと変更がなされました。

さらに、すべての会社において、任期の上限が設けられました。会計監査人が自然人である場合は1期（5年間）、法人である場合は2期（10年間）までとされ、この任期を超えると強制的に交代を求められます。同じ監査人が復職するためには5年間のクーリングオフ期間を置く必要があります。さらにこの5年、10年の判定は施行後からのカウントではなく、過去に遡っての判定となる点にも留意が必要です。

したがって、新会社法が施行された時点において、既に過去5年以上もしくは10年以上会計監査人の職に継続して就いている個人会計士あるいは監査法人は、施行から3年の経過措置の間に交代がなされる必要が義務付けられています。この結果、日系企業で古くよりインドで事業を行なっている会社に

おいては、この強制ローテーション制度により、親会社監査人と異なる監査人をインドで選任する必要が出てくるため、その場合には実務上の大きな混乱が予想されます。

(7) 会計監査人による非監査業務提供の禁止

前記(6)の強制ローテーションに加え、新会社法では監査人の独立性担保のために、監査業務との同時提供禁止業務が明確に規定されるようになりました。これは記帳代行業務や内部監査業務など、既に日本を含めた先進国において法的にも実務的にも導入されているものであり、変更による実務上の混乱は限定的といえますが、注意すべき点としては、提供可能な業務であっても監査人、監査法人が監査業務以外の業務を提供する場合はその会社の取締役会または監査委員会においての承認が必要になるという点です。

(8) 関連当事者取引

旧会社法においては、関連当事者の定義がそもそも明確ではありませんでしたが、新会社法においてはその定義が明確になりました。

関連当事者間で、以下に関する契約を締結する場合、原則として、取締役会の事前承認が必要となります。さらに、契約締結を行う会社の払込資本の額が1,000万INR以上の場合など特定の条件に当てはまる場合は、株主総会の特別決議による事前承認が必要となります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 商品等の販売、購入 ② 資産の譲渡、処分または譲受 ③ 資産の賃貸 ④ サービスの提供 ⑤ 商品販売等に関する代理人の選任 ⑥ 会社、子会社または関連会社における役職等への選任 ⑦ 会社の有価証券等の引受け |
|---|

ただし、この事前承認義務の例外として、通常の業務かつ独立当事者間取引と同様の条件（arm's length）の場合は、上記承認手続きは行なわなくてよいと規定されています。

インドの日系企業は親会社、関連会社と多くの関連当事者取引が行なわれていますが、その多くはインドの移転価格上のコンプライアンスに従い独立企業間価格算定などを行っているものと思われます。従来からの継続取引の場合においては実務上の問題は想定されませんが、新規に行う取引の場合、事前に独立企業間価格であることを検討しない限りにおいて、上記事前承認の手続を踏む必要がある場合が発生することに留意が必要です。

また、現在の所得税法で規定している関連当事者は「26%以上直接・間接的な所有関係がある場合」として定義されており、新会社法が新たに定義する関連会社の「20%超の直接・間接的な所有関係」と異なっているため、この2つの法律の差である、

21%から25%までの出資関係にある関連会社を持つ会社の場合、所得税法で要求されていない移転価格の分析を本コンプライアンス対応のために別途行う可能性が出てくる点にも留意が必要です。

3. その他の重要な変更項目

(1) 一人会社、小会社、休眠会社

新会社法において、新たに一人会社、小会社、休眠会社の制度が導入されました。一人会社とは株主が1名で設立できる会社、小会社とは非公開会社として設立されるものの規模が非常に小さい会社のことを指し、それぞれ通常の会社と比較してコンプライアンス遵守義務が軽減されるメリット（例：取締役会の開催が半期に1回でよい、など）を持つ会社形態です。しかしながら、一人会社は、設立可能な者がインド国籍を保有するインド居住の自然人に限定されており、小会社の場合は同会社が別法人の「親会社」、「子会社」となる場合は適用対象外と規定されていることから、それぞれ日系企業が活用することが不可能な制度設計となっています。

なお、主要な事業活動を直近2年以上行っていないインド法人を持つ会社は、休眠会社として当局へ届出を行い、「休眠（＝Dormant）」のステータス入手することで、コンプライアンス遵守の軽減メリットを取れることになりました。対象となりそうな企業をもつ会社はこのベネフィットを検討することもよいかもしれません。

(2) みなし公開会社の論点

まず、みなし公開会社とは、非公開会社として設立された会社でも会社法上の一定の要件を満たしてしまったことで公開会社とみなされてしまい、公開会社に準じたコンプライアンス規定の遵守が求められる会社のことを指します。

ただし、旧会社法ではインド会社の株式すべてが外国の会社に保有されている場合は公開会社とみなされないという例外規定が存在していたため、いわゆる独資でインドに進出する日本企業は、この例外規定に基づき、みなし公開会社の規定を免れることが可能となっていました。

例外規定が作られた背景としては、旧会社では日本の親会社のように海外で設立された会社に対しても、インド会社法での公開会社の定義が当てはまる定義付けとなっていたため、この例外規定がなければ多国籍企業のほぼすべてが、インドの公開会社の要件を満たしてしまい、みなし公開会社とされてしまう結果となるためでした。

一方、インドパートナーとのジョイントベンチャーでインドパートナーが少数出資をしている子会社のケースなどでは、そのような例外規定が適用できず、みなし公開会社としてより厳しいコンプライアンス遵守を要求されるケースが多くありました。

新会社法ではこの例外規定が撤廃され、単に公開会社の子

会社は公開会社としてみなすという規定のみとなりました。例外規定がなくなった結果、旧会社法同様海外親会社などがインド会社法で引き続き公開会社とみなされるかの解釈については現在も論点となっていますが、現在のKPMGインドの解釈では、「会社＝Company」の定義はインド国内法に準拠して設立された会社を指すとあるため、旧会社法のように海外で設立された会社は含まれないと考えております。その結果、この改正により、従来のようなみなし公開会社の論点はなくなり、インドにおいて公開会社である会社のみが、みなし公開会社とされるという対応になるものと思われます。

(3) シック・カンパニー制度の変更

現行法において、赤字会社（Sick Industrial Company）の取扱いを規定する法令は、「The Sick Industrial Companies（Special Provision）Repeat Act, 2003」（以下「SICA」という）となり、下記の要件にあてはまる会社が、“シック・カンパニー（赤字会社）”とみなされます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 設立5年以上 ② 製造会社 ③ 債務超過（条文に正確に言うと、Accumulated loss（累積損失額）が Net Worth（調整項目はあるものの基本純資産とほぼ同義と考えてよい）を超過する場合） |
|---|

シック・カンパニーとみなされた場合、インドでの裁判所に準ずる機関「Board for Industrial and Financial Reconstruction（以下「BIFR」という）」が該当企業の再建や閉鎖などについての権限をもつことになるとされており、インドの日系製造会社にとっては大きな影響を持つ法令となり、その対応に苦勞している会社も多くあります。

今回このシック・カンパニー制度も新会社法に統合され、製造業に限らずすべての会社がその対象として規定されるようになりました。

ただし、従来のような債務超過の要件による自主的な報告義務は撤廃され、新会社法でのシックとは、当該企業の債務全体の50%以上を占めるSecured Creditors（いわゆる担保を所有する債権者（貸付を行う銀行など）のことを指すものの法令における明確な定義付けはされていない）からの通知を受けて30日以内に債務の返済ができない場合に、当該債権者が届出を行うことでシックとなると規定されるようになりました。

この規定が将来的なシックの規定であれば、今後はシックを意識しなければいけない会社は第三者からの債務に大きく依存する会社のみとなり、該当する日系企業数は非常に限定的になると考えられます。

【バックナンバー】

「2013 年インド予算案における税制改正概要」
(AZ Insight Vol.57/May 2013)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡ください
ますようお願いいたします。

KPMG インド
デリー事務所
シニアマネジャー 東野 泰典
TEL : +91-965-000-2870
yasunori@kpmg.com

ムンバイ事務所
マネジャー 空谷 泰典
TEL : +91-22-3091-3212
soratani@kpmg.com

チェンナイ事務所
マネジャー 加藤 正一
TEL : +91-44-3914-5168
masakazu@kpmg.com

あずさ監査法人
インド事業室
パートナー 笠間 智樹
TEL : 03-3266-7003 (代表番号)
india@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.